

○紀南地方老人福祉施設組合職員の表彰に関する規程

〔平成28年8月2日〕
規程第12号

第1条 この規程は、職員（常勤嘱託員含む。）の表彰等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 表彰等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 功労表彰
- (2) 優良表彰
- (3) 永年勤続表彰
- (4) 感謝状

第3条 功労表彰は、次の各号に掲げる者について行なう。

- (1) 職務に関し、特に有益な発明・考案または改良をした者
- (2) 危険をかえりみず、身をていして職責に尽し、功労が認められる者
- (3) 職員として永年勤続し、功労顕著であった者

第4条 優良表彰は、次の各号に掲げる者について行なう。

- (1) 勤務成績がきわめて優秀であると認められる者
- (2) 顕著な善行があった者

第5条 永年勤続表彰は、職員として25年以上勤続し、その勤務が良好である者について行なう。

第6条 感謝状は、20年以上勤務し、その者の非違によることなく退職する者について贈る。但し、20年未満の者であっても管理者が特に必要と認めたときは、この限りではない。

第7条 表彰等は、表彰状または感謝状に予算で定める額相当の記念品を授与して行なう。

第8条 被表彰者となったものが、表彰前に死亡したときは、その遺族に贈る。

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、その都度管理者が定める。

附 則（平成28年8月2日規程第12号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までになされた表彰は、この規程の相当規定によりなされた表彰とみなす。